阿賀野市立児童クラブ入会案内

（改訂版（令和９年度更新））

この案内には、入会にあたり必要な手続き等について、重要なことが記載されています。必ずお読みいただいて、必要な手続きをおこなってください。



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

阿賀野市　民生部　こども課　こども福祉係

阿賀野市では、昼間、保護者(父母･祖父母等)が就労等で不在となるご家庭の児童を対象に、遊びを主とする活動の場を提供し、児童の健全育成を図ると共に保護者の子育てと就労の両立を支援するため、放課後児童クラブを開設しています。

児童クラブについて

(1)入会対象児童

次の項目に該当する児童が対象となります。

① 阿賀野市に住所を有する小学生で、昼間保護者が不在となる家庭の児童(1～6年生)

☆保護者とは･･･児童と同居する65歳未満の人すべて。

☆「不在となる」とは･･･就労等(入院･通院･家族の介護･就労面接･資格収得の為の通学等も可)による。

☆趣味や旅行、買い物、休息といった理由では利用できません。

② 児童クラブにおいて適切な保育指導が可能な児童であること。

(2)指導内容

◇ みんなで楽しく過ごすための基本的な生活習慣などの指導

◇ 遊びなど自由時間の安全指導等

※ 児童クラブは学校や塾とは違いますので、特別な技術を教えたり学習指導はいたしません。

(3)開設場所

◇ やすだ児童クラブ　保田4807－1　【TEL･FAX 68－1104】

◇ コスモス児童クラブ　姥ヶ橋1104　【TEL･FAX 67－3172】

(4)開設時間

■基本開設時間

◇ 月曜日から金曜日　授業終了時から**午後6時**まで

◇ 土曜日･長期休業(春休み･夏休み･冬休み)･学校の休業日(創立記念日･代休日)　**午前8時**から**午後6時**まで

■延長開設時間

◇ 全開設日　**午後6時**から**午後7時**まで

◇ 土曜日･長期休業(春休み･夏休み･冬休み)･学校の休業日(創立記念日･代休日)　**午前7時30分**から**8時**まで

(5)閉設日

◇ 日曜日　◇ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

◇ お盆(8月13日～8月16日)　◇ 年末年始(12月29日～1月3日)

◇ その他市長が定める日

(6)市内の児童クラブ実施施設 (社会福祉法による事業の開始届がなされているもの)

各施設への申し込みとなりますので、直接お問い合わせください。

◇ おとぎのくに児童クラブ 【℡080-9558-5322】　◇ ひまわり笑楽館 【℡62-2245】

◇ たちばな学童クラブ【℡47-5836】

◇ 安野学童クラブ【℡63-0415(午前10時から午後2時半まで)･62-3327(その他の時間)】

◇ すぎの子クラブ 【℡62-7425(みどり保育園) 、午後2時半以降 62-1551(直通)】

◇ あやめ優誠館 【℡62-3685】　◇ 風の子児童クラブ【℡090-2244-2594】

◇ 神山児童クラブ【℡080-9218-1566(直通) 、63-8254(みのりこども園)】

◇ すみれ児童クラブ【℡63-1173(午後3時から5時)、 その他の時間 62-7640】

通常入会について

◇ 通常入会…… 1か月6日間以上利用する場合

（1）**「児童クラブ入会申込書」**の提出が必要です。

（2）**入会基準の審査**

「入会申込書」記載事項により入会基準の審査をします。

必要に応じて追加資料の提出をしていただく場合や、自宅や勤務先等へ確認することがありますので、あらかじめご了承ください。

（3）**入会承認**

入会を承認する方には、「入会承認通知書」を送付いたします。

（4）**負担金**　児童1人につき 月額 **7，000円**です。

（内訳：通常利用料6，000円、おやつ代1，000円）

※別途保険料（年間 800 円）を初回利用料と併せていただきます。

（5）**納入方法**　※原則として口座振替でお願いします。

☆口座振替による納入　（指定の口座振替申込書を提出してください。）

・**月末又は翌営業日**に口座引き落としとなります。

・引き落とし可能な金融機関は下記のとおりです。

第四北越銀行、大光銀行、はばたき信用組合、加茂信用金庫、
JA 新潟かかがき（各本支店）、新潟県労働金庫、ゆうちょ銀行　の各本支店

☆納付書による納入

毎月中旬に、納付書を発送します。 銀行等を通じて、納期限（月末）までに納めていただきます。

（6）**減免制度**

P7 の基準に該当する方は、負担金の減免を受けることができます。

「児童クラブ負担金減免申請書」の提出が必要です。

（7）**休会について**

1か月以上お休みする場合、**「休会届」**を提出しなければ負担金が発生します。

☆休会を希望する**前月の 20 日頃**までに提出してください。

ただし、上記以後に提出された場合は、提出月分までの負担金を徴収させていただきますのであらかじめご了承ください。

（8）**脱会について**

クラブを辞める場合、**「脱会届」**の提出が必要です。

☆脱会を希望する**前月の 20 日頃**までに提出してください。

前月末を過ぎて、当月に提出された場合は、提出月分までの負担金を徴収させていただきますのであらかじめご了承ください。

一時入会について

◇ 一時入会…… 一時的に1か月5日間以内で利用する場合

（1）**「児童クラブ一時入会申込書」**の提出が必要です。
※利用月ごとに、毎回申込書の提出が必要です。
※希望日が予めわかっている場合は、**利用月の前月（20 日頃）までに**申し込みください。
※急な利用の際は、ご相談ください。前の週まで連絡・申し込みをお願いします。

（2）**入会基準の審査**　　P2 通常入会と同じ

（3）**入会承認**　　P2 通常入会と同じ

（4）**負担金**　　放課後の場合　　1日 **350円**（利用料 300 円、おやつ代 50 円）
学校がお休みの場合 1日 **850円**（利用料 800 円、おやつ代 50 円）
※別途保険料（年間 800 円）を初回利用料と併せていただきます。

（5）**納入方法**　　P2 通常入会と同じ
ただし、口座振替日は**利用月の翌月末**となります。

（6）**減免制度**　　一時入会負担金は減免の適用はありません。

（7）**利用申込日の取り消しについて**
☆開設前までに連絡がない場合や「休会届」の提出がない場合は、負担金を徴収させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

延長利用について

◇ 延長開設…… 全開設日 午後6時から午後7時まで
◇長期休業（春休み・夏休み・冬休み）及び学校の休業日（創立記念日・代休日）
…… 午前 7 時 30 分から 8 時まで

（1）**「延長利用報告書」**にサインが必要です。

（2）**延長利用料金**　　30分毎、児童1人につき 1回 **100円**です。
☆児童クラブの保育室内にある**電波時計**の時刻を基準とします。

（3）延長利用を希望する場合は、事前にお知らせしてください。
急に延長利用が必要になった場合は、午後6時までに児童クラブへ電話連絡をお願いします。

（4）お願い
☆月末に月の合計金額と保護者確認のサインをしていただきます。
☆就労等止むを得ない理由がある場合のみの利用に限らせていただきます。

夏期特別保育について

夏期特別保育･･･夏休みに入った日から８月末までの期間を利用する場合
※**６月末までに夏季特別保育の申し込み書の提出をお願いします**。
（入会申込書と就労証明書が必要となりますので、６ 月に入りましたら、児童クラブまで連絡をお願いいたします。）

（1） **入会基準の審査**　　P2 通常入会と同じ
（2） **入会承認**　　P2 通常入会と同じ

（3） **負担金**

① 夏休みに入った日から８月末まで利用する場合

A, 夏休みに入った日から７月 31 日まで （7月分）
1 日 850 円×利用した日数 （8月末に口座引き落とし）

B, 8月は、1 日 850 円×利用した日数（9 月末に口座引き落とし）

C, 夏休み終了日の翌日からは、
1 日350 円×利用した日数（9 月末に口座引き落とし）
（8 月の上限…17,000 円）

② 休み前の給食終了日の翌日から８月末まで利用する場合

A, 夏休み前の給食終了日の翌日から夏休みに入る前日まで
1 日 350 円×利用した日数 （8月末に口座引き落とし）
夏休みに入った日から７月 31 日まで
1 日 850 円×利用した日数（8 月末に口座引き落とし）

B, 8月は、1 日 850 円×利用した日数（9 月末に口座引き落とし）

C, 夏休み終了日の翌日からは、
1 日350 円×利用した日数（9 月末に口座引き落とし）
（8 月の上限…17,000 円）

☆開設前までに欠席連絡がない場合や「休会届」の提出がない場合は、負担金を徴収させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

（4） **納入方法**　　P2 通常入会と同じ
（5） **減免制度**　　減免の適用はありません。

利用形態及び利用申請に必要な添付書類について

<table>
<tr><td>利用区分</td><td>利用の理由</td><td>申請時の添付書類
☆児童と同居する65歳未満の人
すべてについて必要です</td></tr>
<tr><td rowspan="4">通常入会
(1年間又は1ケ月
以上の継続</td><td>就労</td><td>① 家庭外労働･･･「就労証明書」
② 家庭内労働
･内職･･･「就労証明書」
･自営、農業(販売)･･･「家業従事申立書」
③ 祖父母状況書(入会申込書に添付)</td></tr>
<tr><td>入院･自宅療養</td><td>「入院計画書」「診断書の写し」等</td></tr>
<tr><td>家族の介護</td><td>「障害者手帳の写し」「介護認定書の写し」等</td></tr>
<tr><td>資格取得の為の通学</td><td>「受講証明書の写し」「授業日程の写し」等</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>※就労以外の場合も、「祖父母状況書」が必要です</td></tr>
<tr><td>夏期特別保育
〈夏休み期間〉</td><td>☆通常入会と同じ</td><td>☆通常入会と同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">一時利用
(利用1日単位で
<u>1ケ月5回まで</u>)</td><td>就労</td><td rowspan="5">☆不要</td></tr>
<tr><td>通院</td></tr>
<tr><td>就職面接</td></tr>
<tr><td>家族の介護</td></tr>
<tr><td>学校行事･他</td></tr>
</table>

緊急連絡先の徹底

① お子さんが連絡なく欠席したときの所在確認
② ケガ、体調不良時のお迎え依頼

このような場合、健康カード記載の緊急連絡先の優先順位に基づいて児童クラブから連絡します。そのため、健康カードには児童クラブから開設時間内に必ず連絡のとれる連絡先を2か所以上記入してください。

また、勤務先、電話番号等が変更になった場合は、すぐに児童クラブへ連絡してください。

※発熱時だけでなく、体調不良や集団感染拡大の恐れがある等でお迎えを依頼することがあります。

欠席連絡について

欠席の連絡はかならず学校と児童クラブの2か所に！！

○ 学校から児童クラブへの欠席連絡はありませんので、かならず2か所へ連絡してください。

① 学校の担任の先生 （連絡帳に記入）

② 各児童クラブ　　やすだ児童クラブ　TEL･FAX 68－1104
　　コスモス児童クラブ　TEL･FAX 67－3172

※電話連絡は14時までお願いします。
・児童クラブ開設前は、あんしんメールアプリ･留守番電話または FAX にメッセージを入れてください。

※【あんしんメールアプリ】で欠席連絡が行えます。アプリをご利用の際は通常13時まで、短縮授業日･長期休み、土曜日･振替休日開設の日は8時までお願いします。

○ お子さんの判断で児童クラブを欠席しないように、利用の有無を親子でしっかり確認してください。

書類の提出先

すべての申込書等は、原則として各児童クラブ又は、やむを得ない場合は市役所こども課こども福祉係へ提出してください。

減免制度について

次のア～カのいずれかに該当する方は、負担金の減免を受けることができます。
提出した月からの減免承認の該当になるため、遡って承認することはしません。

ア　生活保護法による生活援助を受けているもの･･･全額減免
⇒添付書類：生活保護受給票のコピー

イ　準要保護世帯で児童･生徒の就学援助を受けているもの･･･1／2減免
⇒添付書類：就学援助承認通知書

ウ　災害等で家屋の被害が半壊･半焼･床上浸水以上したもの･･･全額減免
⇒添付書類：申立書

エ　倒産、疾病等による家庭の主宰者の著しい収入減･･･1／2減免
⇒添付書類：申立書

オ　市民税非課税世帯･･･1／2減免
⇒添付書類：世帯の税情報確認の同意書
（市で確認できない場合は市民税･県民税課税証明書が必要です）

カ　母子(父子)世帯･在宅障害児のいる世帯･･･1／2減免
⇒添付書類：ひとり親家庭等医療費助成受給者証のコピー、
身体障害者手帳･療育手帳のコピー、
特別児童扶養手当受給証のコピー

○障害児とは…
障害者手帳1級、2級又は療育手帳Aの所持又は
特別児童扶養手当受給している児童をいいます。

※減免事由に該当しなくなったら

「負担金減免理由消滅届」を提出してください。

消滅事由
･生活保護を受給しなくなった
･市民税が課税されるようになった
･ひとり親家庭等医療費助成受給者証が所得制限により該当しなくなった　など

食物アレルギーのお子さんの対応について

必ず、アレルギーの申告･状況の報告をお願いします。
おやつはご家庭でご用意ください。(おやつの内容は、担当にご相談ください。)
おやつ代は徴収いたしません。ご理解とご協力をお願いします。

来所、お迎えについて

来 所

◆平日

小学校から児童クラブまでは徒歩で移動となります。

◆土曜日、夏･冬･春休み及び学校の振替休業日

保護者の方から送っていただくことになります。

その際は、不審者対策のため**チャイムを押して玄関**まで必ず送ってください。

お迎え

◇ 保護者の方から迎えにきていただきます。

その際は、不審者対策のため**チャイムを押して玄関**までお入りください。

◇ 代理の方が迎えに来られる場合は、事前に電話等でご連絡ください。その場合、誘拐、連れ去り事件等防止策としてお名前等を確認させていただくことがあります。

◇ 児童クラブに来所後は、子どもだけでの外出はできません。（習い事の外出含む）

塾･習い事へ行く場合、保護者の方が責任をもって送迎をお願いします。

◇ お迎えの際は、**図書館または京和荘の駐車場**をご利用ください。

近隣施設の迷惑になるため、路上駐車はご遠慮ください。

留意事項

（1） 児童クラブは、保育園等と違い調理設備がありません。土曜日、小学校で給食のない日、長期休業日等には、必ず**お弁当と水筒（飲み物）･学習用具**を持たせてください。

（2） 児童の持ち物には必ず**名前**を書いてください。

（3） **着替え袋、上履き**の準備をお願いします。

（4） 児童クラブ内での万が一の事故に備えて、傷害保険に加入します。

通常入会児童、一時入会児童ともに、**一人当たり年間800円**を初回利用料と併せていただきますのでご了承ください。

（5） **お子さんの希望で来所することのないようお願いします**。

（保護者の仕事が休みの時は、やむを得ない場合を除き自宅で保育していただくことが原則です。）

（6） 次に該当する場合は、入会の承認を取り消す場合があります。

① 集団における指導が困難と認められる児童

② 児童クラブの運営上支障があると認める児童

③ 入会の申請に虚偽又は不正があった場合

④ **児童クラブ保護者負担金等を正当な理由なく滞納したとき**

災害発生時の対応

災害が発生した場合や発生する恐れがある場合には、児童の安全確保を最優先としますので、次のように対応させていただきます。

①地震の場合　警戒宣言が発令された又は大規模な地震が発生した場合

状　況	児童クラブの対応
児童クラブにいる時	避難行動の後、直ちに保護者（又は代理人）に児童の引渡しを行います。 **保護者の方が必ず自主的にお迎えにきてください。**
学校にいる時	児童クラブは**閉設**します。 ※学校から児童クラブへの児童の引き受けはしません。
家にいる時	児童クラブは**閉設**します。

②台風の場合

状　況	児童クラブの対応
学校が休校になった場合	児童クラブは**閉設**します。
学校が授業途中で休校となった場合	①　学校が保護者に迎えに来てもらうと判断した場合 ⇒児童クラブは**閉設**します。学校で児童の引渡しを行います。 ②　学校が児童を下校させると判断した場合 ⇒児童クラブは**開設**します。 ＊ただし、児童の安全確保のため、その後の台風の状況によっては緊急連絡をし、保護者又は代理人に早目にお迎えをお願いする場合があります。
学校が通常どおり授業を行った場合	児童クラブは**開設**します。 ＊ただし、児童の安全確保のため、その後の台風の状況によっては緊急連絡をし、保護者又は代理人に早目にお迎えをお願いする場合があります。
学校が長期休業中の場合	台風の状況に応じて、社会福祉課が開設･閉設の**判断**をします。 開設した場合も、当日の台風の状況により、緊急連絡し保護者又は代理人にお迎えをお願いする場合があります。

③ インフルエンザ等の場合

学級（学年）が閉鎖となったクラス（学年）の児童は、学校がお休みの間、当人が健康であっても児童クラブの利用は**自粛願います**。

④ 臨時休校の場合

学校が臨時休校の場合は、児童の安全確保を最優先としますので**閉設**いたします。

※ご意見･ご質問等ございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

こども課　こども福祉係
25－7503

【児童クラブ電話番号】
やすだ児童クラブ　68－1104
コスモス児童クラブ　67－3172

児童クラブでのすごし方

学校のある日

放課後の来所
小学校→徒歩

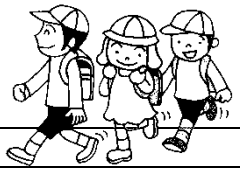

時間	活動
※ 下校時刻によって随時変更 午後　3:00 （5 時間目で下校の場合）	通常開設 「ただいま」学校から帰ってくる
3:20	手洗い おやつ・宿題・自主学習 自由遊び ＊お天気の良い日は外へ行きます
5:00 頃	片付け後　5時からの遊びへ移行　お迎え
6:00～7:00	延長保育（有料です。30 分 100 円）

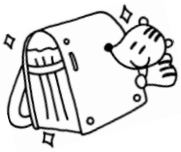

土曜日・代休日・長期休みの一日

◎ 持ち物　　お昼ごはん・水筒（飲み物）・学習用具（自学できるもの・ドリル等）
◎ 必ずお家の方が児童クラブまで送ってください。
◎ その日の健康状態や連絡事項等ありましたら支援員にお伝えください。

午前 7:30 開設

時間	活動
午前　7:30	早朝保育（有料です。30 分 100 円）
8:00	通常開設
9:00	学習タイム
9:30	自由遊び 片付け
12:00	お昼ごはん
午後　1:00	学習タイム 自由遊び
3:00	おやつ 自由遊び
5:20	片付け・お迎え
6:00～7:00	延長保育（有料です。30 分 100 円）

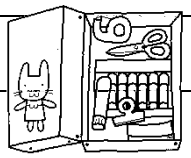





※時間は目安です。